

7. 誘導施策

7 誘導施策

7-1 誘導施策の設定

まちづくりの方針・誘導方針の実現に向けて、以下の誘導施策を推進していきます。

誘導施策については、3つの誘導方針ごとに整理するとともに、各施策が該当する誘導区域の区分を整理します。

誘導方針1 中心部の更なる賑わいの創出・活性化

◎十日町駅周辺における都市機能の維持・集積により、中心市街地の更なる賑わいを創出します。

◎若い世代（子育て世代中心）を中心とした施策展開による定住促進を図り、人口密度の維持を図ります。

表 中心部の更なる賑わいの創出・活性化に資する誘導施策

誘導施策の 方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
十日町駅周辺 における 都市機能の 維持・集積	・各商店街の連携を強化しながら、 <u>中心市街地の回遊性の向上による、人々が快適に楽しく買い物ができる空間の形成</u>	○	
	・十日町駅周辺における <u>商店街等との連携による賑わい空間の創出や、きもので歩ける街並みの景観形成</u>	○	
	・中心市街地活性化基本計画で整備した <u>拠点施設を活用した賑わい創出</u>	○	
	・駅西地区における周辺環境との調和に配慮した <u>商業施設立地の誘導</u>	○	
	・民間開発による、 <u>駅前の利便性を生かした商業やホテルなどのサービス施設の建設促進</u>	○	
	・誘導施設の立地に対する支援の検討	○	

7. 誘導施策

誘導施策の 方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
若い世代 (子育て世代中心) を中心とした 施策展開 による定住促進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>子育て支援に資する施設</u>（保育施設・学校教育施設）の積極的な整備・誘致等の検討 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>若者や女性、子育て世代を対象とした地方回帰の取組と受入体制の強化</u> 	○	○
上記の施策を 補完する その他の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>移住・定住支援制度の拡充</u>（「仕事・住宅・子育て」に関する情報発信、空き家バンク制度やシェアハウスなどの利活用など） ・<u>新たな賑わい創出に向けた施策の展開</u>（中心市街地に点在する空き地・空き店舗・空き家の民間投資の誘発など） ・<u>中小・小規模事業者の活動支援</u>（商店街や商業団体が行う取組の支援など） ・<u>新規創業者などへの支援</u>（専門家による起業・創業相談を充実、有望な起業・創業には補助金の上乗せを行うなどの支援など） ・<u>都市再生整備計画関連事業を活用した誘導施設・都市基盤の整備や機能の充実・強化</u> ・<u>文化芸術活動の拠点としての「段十ろう」の活用、「分じろう」「十じろう」と連携した、老若男女が集える空間としての活用</u> 	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

7. 誘導施策

誘導方針2 快適で暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成

- ◎特別豪雪地帯に指定されている本市では、冬期も含めた年間を通じて住みやすい居住環境の維持を図ります。
- ◎中心市街地における生活利便性や冬期も含めた歩行環境などの向上により、快適で暮らしやすい居住環境の形成を図ります。
- ◎雪や災害に対する防災対策について、ソフト・ハードの両面から取組を進め、安全性の高い暮らしの確保を図ります。

表 快適で暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成に資する誘導施策

誘導施策の 方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
年間を通じて 住みやすい 居住環境の維持	・ <u>優良な住宅や宅地の供給促進</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>公営住宅の整備</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>住宅の耐震化の促進</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>雪国でも快適で安心して暮らし続けられる 施策の充実</u> （道路除排雪、消雪パイプ・流雪 溝の整備・更新、克雪すまいづくりや雪おろ しなどの市民による雪処理支援など）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>道路除雪の推進</u> （除雪機械の計画的な更新や ロータリー除雪車の増強など）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>誰もが利用できる身近な公園・広場の再編と 整備、公園施設の老朽化対策</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
中心市街地 における 生活利便性や 冬期も含めた 歩行環境などの 向上	・ <u>居住誘導に対する支援の検討</u> （都市再生整備 計画関連事業の活用など）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>都市計画道路、その他幹線道路などの計画的 な整備および適切な維持管理・長寿命化対 策の推進</u> による市街地の円滑な交通の確保	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・既成市街地等の <u>狭あいな幅員の生活道路</u> に おける拡幅整備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・中心市街地において安全で快適な歩行空間 の確保による <u>安心して歩ける歩行者ネット ワークの構築</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

7. 誘導施策

誘導施策の 方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
安全性の高い 暮らしの確保	・中心市街地の <u>木造住宅密集地</u> における地区の改善に向けた市街地開発事業の検討およびオープンスペースの確保、道路・敷地・建物の改善等による地区環境の向上	○	○
	・空家の適切管理の推進	○	○
	・冬期間の震災を想定した緊急避難場所・避難所の確保の検討	○	○
	・道路・公園・緑地等の <u>避難路、緊急避難場所・避難所としての防災機能の整備</u> の検討	○	○
	・市有施設や要配慮者施設等の耐震化・長寿命化	○	○
	・市有施設の防災機能の整備	○	○
上記の施策を 補完する その他の施策	・福祉施設の整備・充実(居宅サービスの充実)	○	○
	・医療施設整備などの充実(新潟県立十日町病院との連携など)	○	○
	・医療と福祉の連携拠点の整備(医療福祉総合センター内に医療福祉相談窓口の設置、関係機関が連携できる支援体制の整備など)	○	○

※上表の“安全性の高い暮らしの確保”における主な施策は、防災指針において整理した防災・減災対策の取組方針・取組（P102）以外の施策を整理。

7. 誘導施策

誘導方針3 メリハリある都市構造の実現に向けた公共交通の維持・確保

- ◎中心市街地と郊外部・中山間などの地域間を連絡する公共交通の利便性の向上を図ります。
- ◎地域や年代などに関わらず、誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備を推進します。

表 公共交通の維持・確保に資する誘導施策

誘導施策の方向性	主な施策	誘導区域の区分	
		都市機能	居住
地域間を連絡する公共交通の利便性の向上	・ <u>基幹系路線バスの維持・確保</u> (比較的利用者の多い基幹系路線バスの維持・確保など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>市営バス・予約型乗合タクシーの運行効率化</u> (市営バスのデマンド運行など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>持続可能な鉄道輸送への支援</u> (飯山線とほくほく線の利便性の向上と利用促進など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>さまざまな輸送資源の活用</u> (民間企業等が有している移動サービスの活用など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備	・ <u>次世代の交通システムの導入検討</u> (新たな公共交通システムの導入など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	・ <u>交通結節点における乗継ダイヤの調整</u> (各交通サービス間の乗継利便性の維持・向上など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
上記の施策を補完する その他の施策	・ <u>公共交通の利用促進</u> (モビリティ・マネジメントの実施、公共交通マップのデジタル化など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

7-2 低未利用土地利用等における指針・取組

誘導区域において、居住や都市機能の誘導に支障を及ぼす都市のスポンジ化問題に対応するため、空き地・空家等の低未利用土地については、地権者等に対して適正な管理や有効利用を促すことが必要であり、低未利用土地の利用および管理に関する指針（低未利用土地利用等指針）を定めることとします。

（1）低未利用土地利用等指針

1) 利用指針

① 都市機能誘導区域内

- ・誘導施設やその他の介護福祉施設、子育て施設、商業施設等の利用者の利便を高める施設（広場など）としての利用を推奨します。

② 居住誘導区域内

- ・既存住宅の再生および良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨します。
- ・「空き家バンク制度」の活用促進に向けて、制度の周知・徹底を図ります。

2) 管理指針

① 空き地等

- ・雑草の繁茂や害虫の発生、廃棄物の放置による悪臭の発生等により、周辺住民の生活や誘導施設・住宅等の立地の誘導に著しい支障が生じている場合等において、都市再生特別措置法に基づき所有者に対し適切な管理を促します。

② 空家（※十日町市空家等対策計画 空家等対策の基本方針より）

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」（第5条）に規定された所有者管理の原則により進めても、空家等の所有者等が管理責任を全うしない場合は、行政関与の判断を慎重に行なう上で、私有財産である空家等に対して、法に基づく代執行や条例に基づく緊急安全措置など適切な対応を進めます。
- ・管理不適切のまま放置される空家等の発生を防止し、また空家等の利活用を促進するため、所有者等への意識啓発や情報提供を行い、適切管理や利活用を促します。
- ・利用可能な空家等については、所有者等の意向を踏まえたうえで、集落や関係団体と連携を図りながら、空家等の情報発信や、移住者等による利用に向けた支援（「空き家バンク制度」の活用促進等）を行います。
- ・空家等が市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合には、法や条例に基づき、空家等の所有者等に対して必要な措置を講じます。

（2）低未利用土地利用等の取組

複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地として活用する方策や空き地・空家等を活用した地域住民等の発意による取組を促進していく方策、「空き家バンク制度」の周知・徹底などを、府内横断的に検討していきます。